



令02原機(科バ)002  
令和2年4月30日

原子力規制委員会 殿

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構  
理事長 児玉 敏雄

総機構

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構  
原子力科学研究所の原子炉施設（放射性廃棄物の廃棄施設）  
に係る使用前検査申請書記載事項の変更届

〔 第2 廃棄物処理棟のプロセスモニタの一部更新 〕

令和2年1月17日付け令01原機(科バ)013をもって申請した国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所の原子炉施設（放射性廃棄物の廃棄施設）に係る使用前検査申請書の記載事項の一部を下記のとおり変更したので、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成29年法律第15号）附則第7条第1項の規定により、改正前の試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則第3条の3第2項の規定に基づき届け出ます。

記

1. 申請書記載事項第3号「工事工程表」

(1) 変更の内容及び理由

- ・「別紙-1 項目別工事工程表」について、第2廃棄物処理棟のプロセスモニタの一部更新に係る検査の工程を延長する必要があるため、次のとおり変更する。

【変更前】

別紙-1

工事工程表

検査対象	令和2年						
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
第2廃棄物処理棟の プロセスモニタの一部 更新		← 工事 →					
				← 検査 →			

【変更後】

別紙-1

工事工程表

検査対象	令和2年										
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
第2廃棄物処理棟の プロセスモニタの一部 更新		← 工事 →									
					← 検査 →						

2. 申請書記載事項第4号「検査を受けようとする事項、期日及び場所」

(1) 変更の内容及び理由

- ・「別紙-2 検査を受けようとする事項、期日及び場所」について、第2廃棄物処理棟のプロセスモニタの一部更新に係る検査の工程を延長する必要が生じたため、検査期日を以下のとおり変更する。変更箇所は下線部となる。

【変更前】

別紙-2

検査を受けようとする事項、期日及び場所

事 項					
認可 番号	原規規発第 1912123 号	認可 年月日	令和元年12月12日	認可申請 番号	令01原機(科バ)010
検査申請 番号	令01原機(科バ)013	検査申請 年月日	令和2年1月17日	補正 年月日	
工事名	第2廃棄物処理棟のプロセスモニタの一部更新				
検査対象名		検査項目		期 日	場 所
放射性廃棄物処理場 ト 放射性廃棄物の廃棄施設 (2) 液体廃棄物の廃棄設備 b 廃液処理装置 (b) 蒸発処理装置・II プロセスモニタ (c) 固化装置 ⑥ アスファルト固化装置 プロセスモニタ (3) 固体廃棄物の廃棄設備 a 処理施設 (b) 固体廃棄物処理設備・II プロセスモニタ		材料検査  性能検査 (照射試験)  外観検査  性能検査 (入出力特性試験)  作動検査 (インターロック検査)		令和2年 3月16日～ 4月30日	国立研究開発法人 日本原子力研究開 発機構 原子力科学研究所

【変更後】

別紙-2

検査を受けようとする事項、期日及び場所

事 項					
認可 番号	原規規発第 1912123 号	認可 年月日	令和元年 12 月 12 日	認可申請 番号	令 01 原機(科バ)010
検査申請 番号	令 01 原機(科バ)013	検査申請 年 月 日	令和 2 年 1 月 17 日	補正 年月日	
工事名	第 2 廃棄物処理棟のプロセスモニタの一部更新				
検査対象名		検査項目		期 日	場 所
放射性廃棄物処理場 ト 放射性廃棄物の廃棄施設 (2) 液体廃棄物の廃棄設備 b 廃液処理装置 (b) 蒸発処理装置・Ⅱ プロセスモニタ (c) 固化装置 ⑥ アスファルト固化装置 プロセスモニタ (3) 固体廃棄物の廃棄設備 a 処理施設 (b) 固体廃棄物処理設備・Ⅱ プロセスモニタ		材料検査  性能検査 (照射試験)  外観検査  性能検査 (入出力特性試験)  作動検査 (インターロック検査)		令和 2 年 <u>5 月 1 日</u> ～ <u>10 月 30 日</u>	国立研究開発法人 日本原子力研究開 発機構 原子力科学研究所